

土壌汚染対策法 及び 県民の生活環境の保全等に関する条例 の概要

土壌汚染対策法の概要

(下線部がH22. 4の改正内容)

目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査義務

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)
- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

自主調査

- ・自主調査において土壌汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

【土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合】

【調査が適切と認められる場合】

区域の指定等

①要措置区域(第6条)

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
 →汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)
 →土地の形質の変更の原則禁止(第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時要届出区域(第11条)

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)
 →土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

汚染の除去が行われた場合には指定を解除

汚染土壌の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壌の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壌の処理業の許可制度

県民の生活環境の保全等に関する条例の概要

(下線部がH22. 10の改正内容)

規定の趣旨

土壌・地下水汚染は、放置すれば人の健康や生活環境に影響が及ぶことが懸念されるため、土壌・地下水汚染の未然防止の観点から、点検・調査義務、汚染土壌の拡散防止や土地変更時の義務について規定する

制度

調査義務等

- 特定有害物質等取扱事業所において
- ・土壌・地下水の調査を行う努力義務(第39条第1項)
 - ・事業所(限定あり)を廃止しようとするとき(第39条第2項)
 - ・土壌・地下水汚染のおそれがあると知事が認めるとき(第39条第3項)

- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の報告(第39条の2第1項)の際に、当該土地に土壌汚染のおそれがあると知事が認めるとき(第39条の2第2項)

【土壌・地下水の汚染状態が土壌汚染等対策基準を超過した場合】

汚染判明時の義務

①汚染の拡散を防止するための措置の実施

- ・汚染が判明した場合は直ちに応急措置を講じ、汚染状況、応急措置の内容等を知事に届出(第40条第1・2項)
- ・汚染の拡散防止措置を講じ、措置が完了したときは、完了届出を義務付け(第40条第3・5項)

特定有害物質等取扱事業所において健康被害が生ずるおそれがある場合に知事が措置命令(第41条第1項)

②汚染の除去等の措置の実施

- 汚染の除去、汚染の拡散の防止等の措置について土壌汚染等処理計画書を提出し、措置が完了したときは、完了届を義務付け(第41条第2・3項)

これらの汚染判明時の措置を法や条例の規定により土壌・地下水汚染が判明した全ての事案に対し義務付け